

妊産婦医療費助成制度のご案内

飯山市では、妊産婦の方の病気の早期発見と早期治療を促進し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの促進を図るとともに、医療費の負担軽減を図るため、医療費を助成します。



対 象 者 飯山市に在住の(住民票がある)妊産婦の方
(ただし、他の公費負担医療費助成制度対象者は除きます。)

対 象 期 間 母子健康手帳の交付を受けた月の初日(または転入日)から出産(流産及び死産を含む。)した月の翌月の末日まで(または転出日の前日)
母子手帳が交付される前でも、明らかに妊娠に起因する産科的疾病による保険診療がある場合は、**医師の証明書等※**により、その受診日から対象となります。



※**医師の証明書等**とは、医師から『妊娠に起因する産科的疾病による診療』等の一文の記載と証明の印を受けた領収書を指します。証明にかかる金額は実費負担となります。

所 得 制 限 所得による制限はありません

対 象 月 平成30年 4月 1日診療分より 対象となります

申 請 期 間 受診した月の翌月から 1年以内 (診療月の翌年同月末日まで)
妊産婦医療費の申請には申請期間が有り、それを過ぎますと対象外になり助成ができませんので、必ず期間内に申請をして下さい。

助 成 の 対 象 ・妊産婦の方が病気やケガで受診した際の医療費のうち、次の①～⑤について『保険診療分の自己負担額』を助成します。
・1か月1レセプト(診療報酬明細書)ごとに500円を超えた場合に給付となります。

- ①通院・入院 (産婦人科受診以外も対象)
- ②医師の処方箋による薬剤の費用
- ③指定訪問看護
- ④整骨、接骨、針灸院にかかった場合
- ⑤医師が必要と認めたコルセット等の治療用装具を作った場合

助成の対象に
ならないもの

- 健康診断料、通常分娩費、予防接種、薬の容器代、証明料など保険が適用されないもの
- 高額療養費、附加給付金、他の法令等により給付されるもの
- 入院時の食事療養費及び入院時の生活療養費

受給資格者
証 交 付

申請手続き後に『福祉医療費受給者証』が交付されます。



【申請に必要なもの】

- ・飯山市福祉医療費給付金受給者証交付申請書
(市役所 障がい福祉係の窓口にあります)
- ・母子健康手帳
- ・ご本人の健康保険証
- ・振込先がわかるもの(ご本人名義のみ)
- ・印鑑



●県内の医療機関等を受診する場合

被保険者証とともに、『福祉医療費受給者証』を医療機関等の窓口に提示します。市役所への申請は不要です。

●県外の医療機関を受診した場合

保険診療点数の記載されている領収証を添えて、申請期限内に福祉医療費給付金支給申請書(障がい福祉係の窓口にあります)を市役所 障がい福祉係まで提出して下さい。

給付金の
支払い時期

- ・給付金の振り込みは、原則として診療月の翌々月の15日(休日の場合は翌営業日)になります。
- ・支払い通知・明細等は発送いたしませんので、指定された口座の預金通帳により入金確認をお願いします。

その他
(届 け 出)

次の場合は届出が必要です。

- ・住所、氏名、加入している健康保険証に変更があったとき(変更届)
- ・受給資格者証を紛失または破損したとき(再交付)
- ・飯山市から転出されるとき(受給者証の返還)

飯山市役所 民生部 保健福祉課 障がい福祉係 (市役所1階 6-2窓口)

〒389-2292 飯山市大字飯山 1110-1

☎ 0269-62-3111 (内線 176) FAX 0269-62-3127

<http://www.city.iiyama.nagano.jp>

～申請書は、飯山市役所のホームページからもダウンロードできます～